

鳥取市園芸施設等営農継続支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市園芸施設等営農継続支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、令和8年4月4日の強風により、被覆被害を受けた施設園芸・特用林産物等ハウスにおいて復旧を行う農業者等に対し、営農継続に向けた支援を行うことで、今後の営農の継続と経営の安定化を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1欄に掲げる事業とする。

(補助事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う農林業者、農業法人、生産組織又は農業協同組合のうち、本市に在住し、又は所在地を置く者であって、本補助金が交付された後も経営を継続する者（以下「事業実施主体」という。）とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1の第2欄に掲げる経費（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）とする。

(補助金の算定等)

第6条 本補助金の額は、別表第2欄に掲げる補助対象経費の額に別表第3欄に定める補助率を乗じて得た額（一円未満の端数はこれを切り捨てる。）と、同表第4欄に掲げる限度額のいずれか低い額で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請及び請求)

第7条 本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

2 本補助金は、規則第11条の2に規定する市長が別に定める場合とし、規則第4条に規定する申請及び規則第11条に規定する請求に関する手続を併合して行うこととし、本補助金の申請及び請求に係る申請書は、様式第1号によるものとする。この場合において、本補助金の請求は、本補助金の交付決定がされた場合に、当該交付決定日になされたものとみなす。

- 3 様式第1号には、事業報告書兼収支決算書（様式第2号）を添付しなければならない。
- 4 前項の事業報告書兼収支決算書に添付すべき書類は、様式第2号に定めるとおりとする。
- 5 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者若しくは特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第1項第7号に規定する人格のない社団等をいう。）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。
- 6 市長は、前項の規定による交付申請を受けたときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。
- 7 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、交付決定の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が交付決定に係る仕入控除税額を超えるとときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額を市に返還しなければならない。

（補助事業の着手等）

第8条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に定める着手届の提出を要しないものとする。

（承認を要しない変更）

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

（実績報告）

第10条 本補助金は、規則第12条ただし書の規定により、実績報告の提出を要しない。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年6月2日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の失効前に、この要綱の規定に基づき交付の決定がなされた補助事業については、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

鳥取市園芸施設等営農継続支援事業費補助金交付申請書（兼請求書）

鳥取市長 様

申請（請求）者

住 所

氏 名

電 話

令和 年度において、下記のとおり鳥取市園芸施設等営農継続支援事業費補助金の交付を受けたいので、鳥取市園芸施設等営農継続支援事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により申請します。なお、交付決定後は、交付決定額を請求します。

1. 補助事業等の名称 鳥取市園芸施設等営農継続支援事業

2. 交付申請（請求）額 金 円

3. 振込先

交付決定された場合は、下記の振込先口座へ振り込んでください。

フリガナ									
口座名義人									
金融機関名	銀行・金庫 支店・出張所 組合・農協								
預金種別	普通・当座	口座 番号							

4. 添付書類

- ・鳥取市園芸施設等営農継続支援事業報告書兼収支決算書（様式第 2 号）
- ・その他

市役所記入欄	交付決定年月日 (請求年月日)	年 月 日	交付決定額	円
--------	--------------------	-------	-------	---

鳥取市園芸施設等営農継続支援事業報告書兼収支決算書

- 1 事業目的
- 2 事業内容
- 3 所在地・面積
- 4 事業費の内訳

細事業名	復旧に要する 経費	補助対象 経費	補助金額の算定		
			補助対象経 費×1/3	補助上限額	採用額
園芸施設等営 農継続支援事業					
合 計					

5 収支予算（収支決算）

（1）収入の部 （単位：円）

項 目	本年度 予算額	本年度 決算額	比 較		備 考
			増	減	
市補助金					
そ の 他					
事業実施主体					
合 計					

(2) 支出の部

(単位：円)

項 目	本年度 予算額	本年度 決算額	比 較		備 考
			増	減	
市補助金					
そ の 他					
事業実施主体					
合 計					

6 事業完了（予定）年月日

7 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）

※いずれかに○をつけてください。

8 添付書類

位置図、事業内容の詳細が分かる書類、被害現場の写真、経費の支払を証明する書類（請求書、納品書、領収書等）

年 月 日

鳥取市長 様

氏 名

園芸施設等営農継続支援事業仕入控除税額確定報告書

令和 年 月 日付 第 号により交付決定の通知のあった園芸施設等営農継続支援事業費補助金について、園芸施設等営農継続支援事業費補助金交付要綱第 7 条第 7 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取市補助金等交付規則第 1 2 条の 2 に基づく確定額 金 円
(令和 年 月 日付け第 号による額の確定通知額)
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 金 円
- 4 補助金返還額 (2 から 3 の額を差し引いた額) 金 円
- 5 添付資料
(1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
(2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書 (写し)
(3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表 (写し)

様式第3号 別紙（第7条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

（1）補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区分		課税仕入れ				非課税仕入れ	合計
			課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分		
経 費 の 内 訳	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

- （2）課税売上割合 〇〇％
- （3）補助金に係る仕入控除税額の計算方法